

令和4年第2回定例会

江東区教育委員会会議録

令和4年2月10日（木）

江東区教育委員会

令和４年第２回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和４年２月１０日（木）午前１０時００分
- 2 閉会年月日 令和４年２月１０日（木）午前１０時４６分
- 3 開 会 場 所 江東区文化センター（第１・２会議室）
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出 席 職 員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、
河野地域教育課長、棚瀬江東図書館長
- 6 議 題
 - 日程第１ 議案第１号 令和３年度江東区一般会計補正予算（第９号）
 - 日程第２ 議案第２号 令和４年度江東区一般会計予算
 - 日程第３ 議案第３号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約）
 - 日程第４ 議案第４号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約）
 - 日程第５ 議案第５号 議決を得た契約の契約変更について（江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約）
 - 日程第６ 議案第６号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

7 報告事項

- （１）江東区中国語等専門員講師派遣事業委託プロポーザルの選定結果について
- （２）令和４年度特別整理期間に伴う図書館の休館について

8 協議事項

- （１）総合区民センター改修工事に伴う城東図書館の臨時休館について

9 審議概要

本 多 教 育 長 それでは、ただいまより、令和４年第２回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお

願いたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第1号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第1号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第9号）、上記の議案を提出する。令和4年2月10日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

資料1を御覧願います。1枚目をおめくりいただき、1ページの令和3年度江東区一般会計補正予算（第9号）総括を御覧ください。これは、本区全体の歳入歳出についての総括であります。

左の表、下段の歳入合計の欄及び右の表下の歳出合計の欄に記載のとおり、区全体の補正額は50億8,900万円の減額で、補正前の額に対して2.06%の減となっております。

左の表の歳入を御覧ください。歳入は第1款、特別区税の増や、第3款、特別区交付金において、都区財政調整制度に基づく都からの交付金等が増となったため、第18款、繰入金で、年度間の財源調整を行う財政調整基金繰入金を大きく減額しております。

次に、右の表の歳出を御覧ください。歳出は第2款、総務費で増となったものの、第3款、民生費で大きく減となっております。

続きまして、2ページの教育委員会事務局（1）歳入歳出予算総括を御覧ください。これは教育委員会事務局が所管する歳入及び歳出について、それぞれの款、項、目の補正額を記載した総括でございます。

左の表、1番下の歳入合計欄及び右の表の1番下の歳出合計欄に記載のとおり、教育委員会事務局所管の補正額は21億7,379万9,000円の減額で、補正前の額に対して5.84%の減となっております。

次に、歳入について主な内容を御説明申し上げます。1枚おめくりいただき、3ページの（2）歳入事項別明細書を御覧ください。

第12款、分担金及び負担金の減は、江東きつずクラブの利用者数が、当初想定した数値の伸びを下回ったことによるものであります。

第13款、使用料及び手数料の減は、主に豊洲西小学校地域開放施設利用者の減少によるものであります。

第14款、国庫支出金の増は、主に学校施設環境改善交付金の増額によるものであります。

第15款、都支出金の減は、会計年度任用職員の任用実績の減に伴うスクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金の減額によるものであります。

4ページを御覧ください。第16款、財産収入の増は、学校施設改築

等基金運用収入の増額によるものであります。

第17款、寄付金の増は、社会教育充実事業への寄付による増額であります。

第18款、繰入金の減は、学校施設改築等基金繰入金の減額によるものであります。

第20款、諸収入の減は、奨学資金貸付金返還収入の減額によるものであります。

続いて、歳出について主な内容を御説明申し上げます。

5ページの(3)歳出事項別明細書を御覧ください。

第7款、教育費は21億7,379万9,000円の減額であります。

第1項、教育総務費は9億1,808万9,000円の減額であります。

第2目、事務局費は、右説明欄中段の事業1、給与費及び旅費や、その下、事業1、私立幼稚園等保護者負担軽減事業の減額が主な内容であります。

6ページをお開きください。第3目、教育指導費は、右説明欄上段の事業2、学習支援事業、事業1、教育指導事務で会計年度任用職員の任用実績減による減額が主な内容であります。

第4目、教育センター費は、右説明欄下段の事業1、教育センター管理運営事業における設備保守委託料の減額が主な内容であります。

第5目、教育施設建設費は、右説明欄下段の事業1、教育センター改修事業における契約差金の減額となっております。

第6目、放課後支援費は、右説明欄上段の事業1、放課後子どもプラン事業における会計年度任用職員の任用数の減が主な内容であります。

第7目、放課後支援施設建設費は、きつずクラブ改修の契約差金を減額するものであります。

8ページをお開き願います。第2項、小学校費は7億2,438万3,000円の減額であります。

第1目、学校管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

第2目、教育振興費は、右説明欄中段の事業1、小学校就学援助事業における、扶助する行事の中止や支給対象者数の減により減額するものであります。

第3目、学校給食費は、右説明欄中段事業1、小学校給食運営事業における調理業務委託等の契約差金の減額となっております。

第4目、学校保健費は、右説明欄下段の事業1、移動教室付添看護事業における移動教室中止による業務委託料の減額となっております。

第5目、学校施設建設費は小学校の増築、改修等における起工差金、契約差金の減額が主な内容であります。

10ページをお開き願います。第3項、中学校費は、2億7,124万6,000円の減額で、第1目、学校管理費から第5目、学校施設建設費

まで、小学費とほぼ同様の理由により減額するものであります。

11ページをお開き願います。第5項、幼稚園費は、1億190万8,000円の減額であります。

第1目、幼稚園管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

12ページをお開き願います。第6項、社会教育費は1億5,817万3,000円の減額であります。

第1目、社会教育総務費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

第2目、図書館費は、右説明欄中段の事業1、図書館管理運営事業における清掃料等の減額が主な内容であります。

第3目、社会教育施設建設費は、右説明欄中段の事業2、深川図書館改修事業における起工差金の減額が主な内容であります。

以上、全体の補正内容としては、令和3年度における実績見込みにより生じた予算の執行残について減額するものとなっております。

以上で補正予算の説明を終わります。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第2号 令和4年度江東区一般会計予算を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第2号 令和4年度江東区一般会計予算、上記の議案を提出する。令和4年2月10日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、令和4年度の一般会計予算について御説明いたします。

まず、本区の全体の予算編成について簡単に御説明申し上げます。

本区は新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けた取組に全力を傾注しておりますが、一方で52万都市として、防災や高齢者福祉、子育て環境の整備など、多様な行政課題を着実に解決するとともに、将来を見据えた計画的なまちづくりを進めていかなければなりません。

そのため、令和4年度の当初予算の編成に当たっては、未来を見据えた効果的な施策の展開、前例にとらわれない積極的な事業の見直し、健全で持続可能な財政基盤の構築を基本方針とし、変化する社会環境の中にあつて、新型コロナウイルス感染症対策への着実な対応のほか、行政のデジタル化、ゼロカーボンシティの実現、オリンピック・パラリンピックレガシーの継承、地下鉄8号線の延伸など、未来の江東区へ向けて

前進するため、「区民を守り、夢をつなぐ未来への前進予算」として編成されてございます。

続きまして、令和４年度江東区一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

資料２、令和４年度江東区一般会計予算を１枚おめくりいただき、１ページの令和４年度江東区一般会計予算総括を御覧ください。

左の表、１番下の歳入合計の欄及び右の表の１番下の歳出合計の欄に記載のとおり、令和４年度一般会計予算は、総額２,２８４億２,１００万円、前年度比１１２億９,２００万円、５.２％の増となっております。

左の表の歳入の款別内訳を御覧ください。

第３款、特別区交付金が構成比２５.５％で第１位を占め、以下、第１款、特別区税２４.３％、第１４款、国庫支出金１８.１％の順となっております。なお、特別区税につきましては、納税義務者数の減がございましたけれども、所得環境の改善などにより増収となっております。

右表の歳出の款別内訳を御覧願います。

第３款、民生費が構成比４６.９％と最も多く、続いて、第７款、教育費１６.１％、第２款、総務費１１.７％の順となっております。

第７款、教育費の部分を御覧願います。教育関係予算歳出の総額は、３６７億４,９９６万８,０００円で、前年度比８億３,１３７万８,０００円、２.２％の減となっております。

次に、令和４年度教育関係予算歳出について御説明申し上げます。

２ページの２教育委員会事務局（１）歳入歳出予算総括を御覧ください。これは教育委員会事務局が所管する予算の歳入及び歳出について、それぞれの款、項、目の予算額を記載した総括でございます。歳入については増減の主なものを御説明申し上げます。

１枚おめくりいただき、３ページの（２）歳入事項別明細書を御参照願います。

第１２款、分担金及び負担金は２億６,４９１万４,０００円で、前年度比３３０万２,０００円の増となっております。これは江東きつずクラブの利用者の増加による利用者負担金の増によるものでございます。

第１３款、使用料及び手数料は、４,０４２万７,０００円で、前年度比６２万４,０００円の増となっております。これは教育センターの改修終了による利用料の増が主な内容でございます。

第１４款、国庫支出金は６億４,７７６万３,０００円で、前年度比３億４,２６７万２,０００円の増となっております。これは学校施設環境改善交付金の増が主な内容でございます。

第１５款、都支出金は、６億３,０２３万２,０００円で、前年度比１,１４７万２,０００円の減となっております。これはオリンピック・パラリンピック教育推進校事業費委託金の減が主な内容でございます。

4 ページをお開き願います。第 16 款、財産収入は 4,978 万円で、前年度比 806 万 5,000 円の増となっております。

第 18 款、繰入金は 42 億 6,800 万円で、前年度比 15 億 6,800 万円の増となっております。これは学校施設改築等基金繰入金の増によるものであります。

以上が歳入の増減の主なものでございます。

続きまして、歳出について、主な内容を順次御説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。第 7 款、教育費、第 1 項、教育総務費は、124 億 7,503 万 2,000 円で、前年度比 13 億 1,007 万 5,000 円、9.5%の減となっております。これは教育センターの改修終了による教育施設建設費の皆減によるものでございます。

10 ページをお開き願います。第 3 目、教育指導費、右説明覧下段の事業 7、オリンピック・パラリンピック教育レガシー活用事業では、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、小学生ボッチャ大会、パラリンピアンによる心の教育授業等を実施いたします。

12 ページをお開き願います。右説明欄中段の事業 1、日本語指導員派遣事業では、小学校への日本語指導員の基本となる派遣の回数を 1 人 12 回から 16 回に拡充いたします。

13 ページをお開き願います。右説明欄上段の事業 2、エンカレッジ体験活動事業では、不登校児童・生徒等を対象にした体験活動としてボッチャ体験を開始いたします。また、その下の事業 3、スクールカウンセラー派遣事業では、小中学校へのスクールカウンセラーの派遣時間数を 1 回 4 時間から 6 時間に拡充いたします。

15 ページをお開き願います。第 5 目、放課後支援費、右説明欄中段の事業 1、放課後子どもプラン事業は、江東きつずクラブの管理運営に要する経費や江東区きつずクラブ東川の民営化を実施いたします。

17 ページをお開き願います。第 2 項、小学校費は 128 億 7,163 万 9,000 円で、前年度比 4 億 2,575 万 7,000 円、3.42%の増となっております。

18 ページをお開き願います。第 1 目、学校管理費、右説明欄中段の事業 3、小学校副読本支給事業では、環境教育副読本及びリサイクル副読本についてタブレット端末で使えるよう電子化を実施いたします。

19 ページをお開き願います。右説明欄中段の事業 1、小学校校舎維持管理事業は、職員の退職不補充により用務業務委託校を 2 校追加いたします。

20 ページをお開き願います。第 2 目、教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する就学援助及び特別支援学級等の就学奨励に要する経費であります。第 3 目、学校給食費は、学校給食の運営に要する経費であります。

21 ページをお開き願います。第 4 目、学校保健費は、主に健康診断

及び学校内の衛生検査等の保健活動を実施するための経費であります。

22ページをお開き願います。第5目、学校施設建設費、右説明欄上段の事業3、第二大島小学校改築事業では、老朽化に伴う施設の改築を実施するとともに、事業4、小名木川小学校改築事業では、改築に向けた基本・実施設計を実施いたします。また、その下、事業5、小学校大規模改修事業では、数矢小学校、元加賀小学校の大規模改修を実施いたします。

23ページをお開き願います。第3項、中学校費は74億4,542万4,000円で、前年度比628万7,000円、0.08%の減となっております。

25ページをお開き願います。第1目、学校管理費、右説明欄中段の事業1、中学校校舎維持管理事業は、職員の退職不補充により機械警備校2校の完全委託化を実施いたします。

26ページをお開き願います。第2目、教育振興費、右説明欄上段の事業1、中学校就学援助事業では、就学援助対象者に対し英語検定料の助成を実施いたします。

27ページをお開き願います。第5目、学校施設建設費、右説明欄下段の事業2、中学校大規模改修事業では、深川第二中学校の大規模改修を実施いたします。

28ページをお開き願います。第4項、校外施設費では、3,934万4,000円で、前年度比78万1,000円、1.95%の減であります。

29ページをお開き願います。第5項、幼稚園費は17億1,161万8,000円で、前年度比2,373万2,000円、1.41%の増となっております。第1目、幼稚園管理費、右説明欄中段の事業1、幼稚園管理運営事業では、もみじ幼稚園、小名木川幼稚園の2園を廃園いたします。

31ページをお開き願います。右説明欄中段の事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業では、私立幼稚園等に対し、特別な支援を要する児童の一時預かりに係る経費の補助及び処遇改善費補助の算定期間及び加算率の拡充を実施いたします。

32ページをお開き願います。第6項、社会教育費は、22億691万1,000円で、前年度比3,627万6,000円、1.67%の増となっております。第2目、図書館費、右説明欄下段の事業1、図書館管理運営事業では、本年5月にこどもプラザ図書館を開設いたしますが、本図書館におきまして、こどもたちに配布されているタブレット端末を使用できるようにWi-Fi環境を整備いたします。また、区内図書館全館に図書除菌機を設置いたします。

令和4年度教育関係予算歳出のうち、新たな取組や事業の拡充、主な事業の見直しの概要につきましては、本資料最後に別紙として記載してございます。後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

鈴 木 委 員 2点ほど。オリパラのレガシー活動と日本語教育指導員についてお聞きしたいんですけど、これは前からいろいろお話しいただいておりますが、江東区のオリパラのレガシー教育、すごく力を入れているし、予算も増やしていると思うんですけども、他区と比べて、特にここは声を大にしてやっていくんだという部分というのはありますでしょうか。他区とは違うよというところですか。力を入れているところ、その辺をお聞きしたいのと、それから、日本語指導員派遣事業のほうですけども、これは回数を12回から16回まで増やすということですが、時間ですか、場所ですか、先生の質ですか、そういったいろんな要望が多いかと思うんですけども、その辺はどのように改善していかれるのか、力を入れていくのかということをお聞きしたいと思います。

飯 塚 指 導 室 長 オリパラのレガシー事業について、他区との比較ですけども、他区の状況を見ますと、都から出ている補助金が来年度はなくなるというのを受けて、今までの事業、持続可能な事業を続けていく取組がなされていると思います。江東区としましては、今挙げましたボッチャを中心にした小学生の大会、この取組は区独自のものであります。

また、地元の瀬立モニカ選手を招いて心の授業を行っていく、そういう予定もしていますので、これは江東区ならではの取組ではないかなと思います。

鈴 木 委 員 よく分かりました。そのボッチャの大会は、何回ぐらい実施するのでしょうか。あとモニカさんをはじめとした体験講話というんですか、そういったものを、どこでどのぐらいやるのでしょうか。

飯 塚 指 導 室 長 ボッチャ大会ですけども、各小学校で、代表チームをつくって、そして予選を行います。これは地区ごとに予選をやっていく予定です。決勝大会を区内の施設を使って、有明アリーナを予定していますけれども、有明アリーナで決勝大会を行うという流れになっています。

あと心の授業については、中学校を対象に3年間で全校を回るような形で授業を実施していく予定でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

守屋教育支援課長 今お尋ねのありました日本語指導員の派遣事業についてですけども、まず、時間によることでありますけれども、こちらの別紙の資料にもあ

りますとおり、小学校分だけ拡充しました。1人12回だったものが16回に、予算要望の拡充等で時間がおよそ3割増というような形になってございます。

また、指導の場所につきましては、各小学校、中学校で行われておりますけれども、教科の時間から、いわゆる取り出し指導と言われている形での指導となっております。

また、指導者の質の担保ということでございますが、様々方法がありまして、例えばボランティアさんをお願いするような方法などもありますけれども、この日本語指導員派遣事業に関しましては、専門の語学の指導員を派遣するような場合、事業者に事業を委託いたしまして、そのお子さんのもとの母国語をベースにして日本語の指導ができる専門の方を派遣いただいているという、そのような状況でございます。

また、令和元年には日本語教育の推進に関する法律というものが施行されておりました、それに対する対応もありますし、また、こどもたちからのニーズもあるということで、今回、拡充を図った、そういったような流れでございます。

鈴木委員 それについて、恐らく江東区の外国人の子女というのは、もっともって増えていく傾向にあるんじゃないかと思うんですけども、大体、現状どのぐらいいらっちゃって、将来はどのぐらいまでそういう授業の必要なお子さんが増えるのかについて想定はされておりますでしょうか。

守屋教育支援課長 令和2年度の実績になりますけれども、この日本語指導員派遣事業の対象となっているお子さん、小学校、中学校、幼稚園も合わせますと105名となっております。言うまでもなく、コロナ禍の状況で新規に入学される方というのは非常に少ない状況がありますが、令和元年、令和2年、令和3年はまだ途中なので確定的な数字は申せませんが、基本的に大きく増減はなく水平の状態となっております。ただ、今後、世界的にコロナの情勢が落ち着いてきた場合は、またさらに入国者も増えてくるという可能性もありますので、一定数増える可能性はあるものと見ておりますが、なかなかその推計の値のところまでは、まだ難しいというのが正直なところでございます。ただ、水平からやや上がってくる方向になるんじゃないかというところは見通してございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。
ほかはいかがでしょうか。

進藤委員 図書館の件につきまして御質問なんですけど、14番のこどもプラザ図書館においてということで、タブレット端末が使えるようにWi-Fiを設置するというので、こどもプラザ図書館は分かるんですけど、これ

から全館の図書館においてそういう計画はあるのかどうかということと、あと、15番の全館に図書除菌機という、これはちょっとよく分からない。これを説明していただきたいと思います。お願いします。

棚瀬江東図書館長 1人1台端末が使えるW i - F i 環境の導入なんですが、来年度につきましては、まず開設いたしますこどもプラザ図書館で環境整備いたしまして、そちらでの利用状況ですとか活用方法を見まして、今後、既存の図書館に入れていくかどうかというのを検討していきたいということで考えております。

2点目の図書除菌機につきましては、こちらは見た目としましては冷蔵庫のようなものになりまして、そこに本を入れてボタンを押すと本の除菌が機械の中でできるというような機械となっております。それを各館に1台ずつ入れます。

本 多 教 育 長 よろしいですか。

進 藤 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第3号 議決を得た契約の契約変更について(江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約)、日程第4 議案第4号 議決を得た契約の契約変更について(江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約)及び日程第5 議案第5号 議決を得た契約の契約変更について(江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約)は、いずれも数矢小学校校舎増築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第3号 議決を得た契約の契約変更について、議案第4号 議決を得た契約の契約変更について及び議案第5号 議決を得た契約の契約変更について、上記の議案を提出する。令和4年2月10日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

半田学校施設課長 それでは、議案第3号 江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約の契約変更について説明いたします。

本件は、既存校舎や屋内運動場の大規模改修と併せて、児童急増に伴う収容対策として校舎を増築する工事です。

2の変更理由ですが、令和3年第2回区議会定例会の議決を受け、工事着手後、想定外の地中障害物等が判明したため、新たな追加工事が必要となりました。このことから、これらの追加工事にかかる費用についての増額変更と工期延長を行うものであります。

3の変更内容です。（1）契約金額につきましては、変更前17億984万円に対し、変更後は17億4,196万円で、差額は3,212万円の増でございます。

（2）工期につきましては、変更前、令和3年7月9日から令和4年9月30日までに対し、変更後は令和3年1月9日から令和4年10月31日までで、日数の差は31日間の増です。

4の工事変更概要ですが、変更点は地中障害物撤去等の工事及び工期延長であります。増築等の基礎工事におきまして、鉄筋コンクリートとコンクリートがら、マツ杭、混合廃棄物など地中障害が判明し、合わせて約435立方メートルの破碎、分別、撤去、処分を行ったことが主な要因です。また、このため当初予定より1か月半多くこの撤去に期間を要したことから、工期を1か月延長するものです。

なお、令和4年7月に予定している数矢小学校の南砂仮校舎からの引っ越し時期につきましては、工期延長に伴う変更はございません。

裏面を御覧ください。5の契約の相手方は、入沢・コーセー建設共同企業体です。

続きまして、議案第4号について説明いたします。

本工事は、令和3年第2回区議会定例会の議決を受けた議案第3号に伴う電気設備工事です。先ほど説明の建築工事の工期延長に起因し、現場管理費用等の増額と工期延長を行うものであります。

まず、契約金額につきましては、変更前2億8,864万円に対し、変更後は2億9,012万5,000円で、差額は148万5,000円の増です。

工期は、変更後は建築工事と同様に令和3年7月9日から令和4年10月31日までで、日数の差は31日間の増です。

契約の相手方は、記載のとおり、ヤマト・タツミ建設共同企業体であります。

続いて、議案第5号について説明いたします。

本工事は、令和3年第2回区議会定例会の議決を受けた議案第3号に伴う機械設備工事です。先ほど説明の建築工事の工期延長に起因し、現場管理費用等の増額と工期延長を行うものであります。

契約金額につきましては、変更前4億6,750万円に対し、変更後は4億6,912万8,000円で、差額は162万8,000円の増です。

工期につきましては、変更後は建築工事と同様に令和3年7月9日か

ら令和4年10月31日までで、日数の差は31日間の増です。

契約の相手方は、記載のとおり、中野・東冷建設共同企業体であります。

いずれの議案とも、第1回区議会定例会の議決を受け本契約の締結となります。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第3、日程第4及び日程第5について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和4年2月10日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

飯塚指導室長 それでは、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。恐れ入ります、資料3を御覧ください。

改正する条例は、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。

項番2、改正の概要を御覧ください。今回の改正は、特別休暇として不妊治療のための休暇を新設するものです。第17条第1項各号に不妊治療のための休暇を加えております。今回の改正は、仕事と不妊治療の両立を支援する観点から、職場環境整備の一環として新たな休暇を新設するものです。

なお、この条例は令和4年4月1日から適用いたします。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第6について、原案のとおり決定することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。報告事項1 江東区中国語等専門員講

師派遣事業委託プロポーザルの選定結果についてを事務局より説明願います。

守屋教育支援課長 それでは、江東区中国語等専門員講師派遣事業委託プロポーザルの選定結果について、御報告申し上げます。資料の4を御覧ください。

まず初めに1、実施の目的でございますが、こちら記載させていただいておりますとおり、区立学校・園に在籍する日常の日本語活用能力が極めて困難な児童、生徒、園児を対象とする日本語指導において、学校教育の効果を高めることができ、より効果的に日本語指導を行うことができる事業者を選定するために実施させていただきました。

若干補足をさせていただきますと、来日して間もない、もしくは御両親や保護者などの御家族が皆さん、外国語を母国語とされている御家庭の場合など、日常的に日本語に触れる機会が少ない子どもたちにとって、学校や園で生活する上で最も基礎的な段階の日本語指導を母国語を通じて行う、そういった事業を行うというものでございます。

2の選定方法でございますけれども、こちらに記載がありますとおり、選定委員会を設置いたしまして、公募型のプロポーザルにより業者を選定いたしました。委員、審査方法については資料を御覧ください。

3の選定の経過でございますけれども、第1回、第2回、2回の審査を行い、その合計の点数で委託先事業者を選定した次第でございます。

4の選定結果でございますが、株式会社グローバルラングが選定というふうな結果になってございます。総合得点2,349点とありますけれども、こちらの満点が3,200点となりますので、73%以上のスコアを得た業者という形になってございます。

5番の受託候補者の選定理由でございますけれども、これまでも本区をはじめ、様々な自治体におきまして日本語指導の業務に関する十分な受託実績がございます。また、緊急時の対応を含めて安定した事業運営が期待できる、そういったところが主な内容になっております。

また、実際に中国語、英語等の様々な言語が記載されてございますけれども、本区におきましては中国語が約7割、2割が英語、残り10%はベトナム語、タガログ語、ロシア語、ヒンドゥ語、ネパール語、韓国語などとなっておりますけれども、そういった様々な言語に対応できるといったところ、そういった点が評価された次第です。

今回提案におきましては、江東区の日本語指導に対する提案が評価されて、我々が求めている水準で委託業務を実施できる事業者であると判断された次第でございます。

私からは以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいですか。
では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項２ 令和４年度特別整理期間に伴う図書館の休館についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは資料５、令和４年度特別整理期間に伴う図書館の休館についてを御覧ください。

図書館では、年１回、図書館内の蔵書の点検、また汚損、破損等による図書の除籍のほか、書架の配置替え等の作業を集中的に行うため、特別整理期間として休館日を設定しております。今回、令和４年度の各図書館の休館期間の日程について御報告いたします。

１の特別整理期間に伴う休館期間につきまして、基本的に３日間の休館をいただき作業を実施しており、最上段の古石場図書館から東陽図書館においては記載のとおりです。江東図書館におきましては、深川図書館の改修工事に伴い、深川図書館にあった郷土資料室を臨時的に江東図書館内に設けていることから、郷土資料室が深川図書館へ戻るための移転スケジュール等を踏まえた上で別途設定することといたします。

また、深川図書館については、改修工事に伴い、令和５年１月末まで休館をしておりますが、再開館前に特別整理を実施いたします。

また、令和４年５月中旬にオープンすることもプラザ図書館においては、開館前に特別整理を実施いたします。

最下段の枝川図書サービスコーナーにつきましては、蔵書がないことから特別整理期間は設けておりません。

また、２にあります休館期間の周知方法ですが、江東区報、図書館ホームページ、館内ポスター等により周知を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項１ 総合区民センター改修工事に伴う城東図書館の臨時休館についてを議題といたします。本案について事務局より説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは資料６、総合区民センター改修工事に伴う城東図書館の臨時休館についてを御覧ください。城東図書館の入る総合区民センターの改修工事に伴い、令和４年度、城東図書館において臨時休館日を設定いたします。

まず１、工事内容ですが、空調設備、電気設備、給排水設備の取替えやオーバーホール等の小規模改修工事を実施いたします。

次に２、改修工事に伴う臨時休館日の設定ですが、令和４年６月１６日及び６月１８日の２日間を臨時休館日とし、年に一度設けている特別

整理期間及び月に1日設けている館内整理日を合わせた6月13日から6月18日までの6日間の期間中に図書館館内の改修工事を実施します。特別整理期間及び館内整理日の前後に臨時休館日を設けることにより、改修工事に係る臨時休館日の日数を最小限といたします。

次に3、周知方法ですが、利用者へは区報や区ホームページ、図書館ホームページへの掲載、館内ポスター掲示を行い、丁寧に周知を進めてまいります。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。周知方法がたくさんここに書かれていますけれども、これ以外にも、私もツイッター等で確認をさせていただきました。各館いろいろ工夫して特別整理期間についての説明をしたりとかしてもらっているので、利用者の方々にしっかり周知するということを書いているけれども、今後もしっかり取り組んでいただければと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本案について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして令和4年第2回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。